

令和8年度
社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
事業計画



社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会

令和 8 年度 社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会事業計画

〈基本理念〉

『第 4 次泉大津市地域福祉活動計画』（令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 カ年計画）の基本理念である「いずみおおつの地域の絆～ぬくもりの 手と手をつなぎ 共に支えあえるまち 泉大津～」の実現に向けて取り組めます。

〈基本方針〉

現在、急速な少子高齢化や単身世帯の増加などにより地域社会や家庭環境が変容し、地域における人と人のつながりがますます希薄化しています。このような中で、生きづらさや孤立・孤独を感じる人が増加しており、こうした課題解決に向けては、地域や就労、介護、教育等に関わる関係機関が連携した包括的な取組が求められています。

特に、地域福祉活動においては、担い手の高齢化や後継者不足等の理由により活動の維持が困難といった声が様々な団体からあがってきており、福祉人材の確保は喫緊の課題となっています。

また、近年は、大雨や台風、地震などによる自然災害が頻発かつ大規模化しており、災害発生時の支援体制の整備に加え、平時からの備えがますます重要となっています。

これらを踏まえ、多様な関係者とのネットワークを活かしながら、地域福祉の基盤強化、生活困窮者支援、総合的な権利擁護支援や災害支援体制の構築に向けた取組に加え、高齢者の新たな居場所づくりの創設と認知症高齢者をはじめ課題を抱える人が地域で安心して生活できるような支援等を進めます。また、深刻化する担い手不足解消のため福祉人材の確保・育成、定着支援に積極的に取り組めます。

今年度は、第 4 次泉大津市地域福祉活動計画が 3 年目を迎え、中間見直しの時期となります。計画に掲げる基本理念と基本方針、重点施策に基づき、地域で生活する全ての人と人が関わり、つながることのできる仕組みづくりを進めます。さらに災害を見据えた平時からの見守り活動に係る地域のネットワークの強化、認知症・介護予防事業の促進、地域住民やボランティア団体との連携強化など、多様な主体の参画を得ながら地域共生社会の実現に向けた取組を展開します。

<第4次泉大津市地域福祉活動計画の基本方針>

1. 地域の未来を支えるひとづくり

誰もが活躍できる地域共生社会をめざして、地域の中の「支え手」「受け手」の関係をを超えて支え合い、主体的に地域へと参画する市民意識の醸成を図ります。

また、地域活動が盛んなまちをめざして、ボランティアや地域活動団体・自治会といった地域で活躍する団体の担い手の育成に取り組みます。

2. 感謝と笑顔がある地域づくり

地域における活躍の場の充実をめざして、普段の交流や地域交流拠点となる場づくりを行うとともに、他分野にわたる地域活動団体の活動支援を図ります。

また、誰もがより安心して暮らせる地域を構築するために、地域のネットワーク強化、地域防災力の強化、都市基盤の整備をめざします。

さらには、課題を抱える人を支える体制の充実に向けた取組を推進します。

3. 地域共生社会を実現する仕組みづくり

高齢者・障がい者・子どもなどを含む全ての人々が、暮らしと生きがい、地域をともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、分野ごとの縦割りを超えた取組の推進が重要です。制度の狭間にある様々な課題を抱える方を適切な支援へとつなげられる、連携体制の充実を図ります。また、複合化する地域課題に対して、分野横断的に対応するための体制づくりに努めます。

<重点施策>

1. ボランティア及び市民活動の育成

地域福祉の担い手であるボランティアをはじめとした市民活動を行う人材を育成し、地域における活動が自主的かつ継続的に展開されるようボランティア活動などに関する情報提供を行うとともに、自主的に行うまちづくり活動や、そこに市民が参加できる機械や居場所づくりに対して支援を行います。

- ・ ボランティア体験プログラムの充実
- ・ ボランティアサロンなど活動の場の充実

2. 小地域ネットワーク活動の推進

地域住民などと連携し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子育て世帯、障がいのある人、高齢者などの生活実態の把握に努め、地域生活課題を共有し解決に向けた取組を行います。支援の必要な人が地域のなかで孤立することのないよう、また、困った時に地域で気軽に相談できるよう日常の見守りや声かけなどの活動を広げ、市民・団体・関係機関・行政などが協力しながら地域で支え合える仕組みづくりを推進します。

- ・ 地域で活動する各団体の高齢者など見守り活動の支援
- ・ 小地域ネットワーク活動の推進支援
- ・ 地域関係団体の情報共有の充実

3. 住みやすい生活環境の整備

誰もが安全・安心して生活を送ることができるよう、地域住民や民間事業者などと連携し、生活に必要な地域資源の整備を行うとともに、市内の公共施設や道路などにおいてバリアフリー化やユニバーサルデザインを推奨するなど、住環境に配慮したまちづくりを推進します。

- ・ 総合福祉センターの利便性の向上
- ・ 買い物支援の推進

4. 権利擁護の推進

判断能力が不十分な人や支援を必要とする誰もが適切に制度やサービスを利用でき、権利が守られ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう権利擁護に関する取組を推進します。

また、子どもや障がいのある人、高齢者への虐待やDV、自殺などの防止や早期発見・早期対応などに向けた取組を推進します。

- ・ 権利擁護セミナーなどの開催
- ・ 日常生活自立生活支援事業の充実

5. 再犯防止の取組

全ての人々が尊重され、尊厳をもって生きることができるよう、犯罪をした人などの社会復帰の支援に協力する地域の意識醸成を図ります。

- ・ 犯罪や非行のない地域社会の構築に向けた啓発活動の推進
- ・ 市内小中学校や地域との連携による非行防止の推進

6. 地域課題に分野横断的に対応する体制強化

経済的に困窮している人だけでなく、家族問題や健康問題、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人、複雑かつ多様な課題や制度の対象となっていない課題を抱えた人を早期に把握し、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、包括的な体制づくりを進めます。

- ・ 地域包括ケア会議などの開催
- ・ CSWとの連携強化